

京都市訓令甲第 20号

庁 中 一 般

消 防 局

教育委員会事務局

京都市公舎管理規程の一部を次のように改正する。

平成16年 3月 25日

京都市長 榊本頼兼

別表第1中「65平方メートル」を「70平方メートル」に、

268 <sup>円</sup>	を
329	
378	
449	
568	

398 <sup>円</sup>	に改める。
483	
621	
720	
885	

別表第2を次のように改める。

別表第2(第3条関係)

構造	経過 年数	面積				
		55平方メ トル未満	55平方メ トル以上70 平方メ トル未満	70平方メ トル以上80 平方メ トル未満	80平方メ トル以上 100平方メ トル未満	100平方メ トル以上
木 造	5年以上 10年未満	107	133	153	182	228
	10年以上 15年未満	172	210	244	289	365
	15年以上 20年未満	210	258	297	354	446
	20年以上 25年未満	255	318	370	439	563
	25年以上 30年未満	284	350	413	499	622
	30年以上	291	374	456	550	687
鉄筋コン クリート 造	5年以上 10年未満	54	67	77	91	115
	10年以上 15年未満	97	119	137	163	206
	15年以上 20年未満	131	160	184	219	277
	20年以上 25年未満	157	193	221	263	333
	25年以上 30年未満	177	218	250	297	376
	30年以上 35年未満	194	238	273	324	410
	35年以上 40年未満	206	253	291	345	437
	40年以上 45年未満	216	265	305	362	458
	45年以上 50年未満	222	272	313	371	470
50年以上	251	309	355	421	533	

## 附 則

この訓令は、平成16年5月1日から施行する。

(理財局財務部財産監理課)